

別添4-4

教育分野における強度行動障害者養成研修の
活用に関する調査

分担研究報告書

令和5年度厚生労働科学研究費補助金
(障害者政策総合研究事業)

研究課題名(課題番号) : 強度行動障害者支援のための指導の人材養成プログラムの開発および
地域支援体制の構築のための研究(22GC1015)
分担研究報告書

分担研究課題名 : 教育分野における強度行動障害者養成研修の活用に関する調査

研究代表者 : 日詰正文 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)
研究協力者 : 内山聡至 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)
室津大吾 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究要旨

本研究は、国立のぞみの園が実施した強度行動障害支援者養成研修を受講した教師を対象としたヒアリング調査を通し、教育分野における強行研修の活用状況を把握し、活用の可能性の検討および教育と福祉が連携した支援体制構築に向けた資料とすることを目的とした。結果として、受講した教師の意識の変化、強度行動障害や福祉に関する理解の促進といった効果に関する回答があった。研修内容について受講者の繋がり範囲での活用や共有が行われていた一方で、福祉との連携で活用したケースはなく、日々の支援での活用ができていないケースもみられ、効果的な活用、普及、定着には課題があることがわかった。強行研修の活用・普及・定着には、学校単位での継続的な受講や複数人での受講、学校内で教師をサポートする者の受講、強行研修を受講した者によるフォローアップ等により、学校組織として取り組む体制づくりや管理職や自治体(教育委員会)の理解促進も必要であると考えられる。

A. 研究目的

1. 背景

強度行動障害は状態像であり、障害特性に合わない環境や周囲の人の誤った対応が積み重なったことで起きる。強度行動障害の予防のためには、個々の障害特性に合った環境、支援をできるだけ早期に提供することが重要であり、教育分野での取り組みも求められる。

教育分野との連携について、令和5(2023)年3月に厚生労働省がとりまとめた「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」報告書¹⁾において、「こども期からの予防的支援・教育との連携」の必要性を述べており、今後さらなる取り組みが行われることが期待される。

教育分野における強度行動障害支援の状況について、文部科学省が令和3(2021)年1月にとりまとめた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」では、「強度行動障害のある児童生徒に対して適切に対

応することができるよう、教育と福祉が連携して、(略)強度行動障害支援者養成研修等の専門的な研修を、特別支援学校の教師等が障害福祉サービス事業所職員とともに受講する機会を設けたりすることが期待される」と記載された²⁾。一部の自治体では、福祉の支援者とともに事例検討を行う事業を実施しているところ³⁾や効果的な支援を普及するために検討会を実施し、報告書をまとめているところ⁴⁾もあり、教育分野においても自治体を交えた取り組みが始まっている。

国における教育と福祉の連携促進の取り組みとして、令和5(2023)年4月より福祉分野で行われている強度行動障害支援者養成研修(以下、強行研修)の受講対象に特別支援学校等の教師が加えられた⁵⁾。これをうけ、国立のぞみの園が実施する強行研修においても、令和5(2023)年度から特別支援学校の教師等の受講を受け入れた。研修の案内は、各都道府県の障害福祉課から教育委員会へ情報共有をして

もらう形で行った。令和5(2023)年度は16校から18名が受講し、研修後のアンケートにおいて、強行研修に教育と福祉が共に受講することの効果や期待等が挙げられていた。

今後、各地域で特別支援学校等の教師が強行研修に参加することで、連携が促進されていくことが期待される。

2. 目的

本研究は、強行研修を受講した教師を対象に、教育分野における強行研修の活用状況を把握し、活用の可能性の検討および教育と福祉が連携した支援体制構築に向けた資料とすることを目的とした。

B. 研究方法

本研究は、以下の方法により行った。なお、調査には、研究協力委員として教育分野から(独)国立特別支援教育総合研究所の研究員が同行した。

- ・ 対象：令和5(2023)年度に国立のぞみの園が実施した強行研修を受講した教師のうち、日程調整ができた8名(担任5名、担任外(学部主事、特別支援教育コーディネーター等)3名)
- ・ 方法：訪問によるヒアリング調査
- ・ 期間：令和6(2024)年1月から2月
- ・ 内容：①参加理由、②研修の効果、③研修内容の活用状況、④強行研修の活用・普及等に関する課題 等

■ 倫理面への配慮

調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会承認を得た(承認番号05-12-02)。

C. 研究結果

本調査の対象の教師のうち自治体が実施している強度行動障害に関する事業に、昨年まで参加していた者が2名、調査時点で参加している者が3名いた。本調査で把握した事業は2つあり、1つめは大学教員による年3回のコンサルテーション事業、2つめは強度行動障害に関する研究校を複数定め、強度行動障害に関する人材養成(強度行動障害に関する基礎的な研修の開催および福祉分野が実施している強行研

修等への派遣)と事例検討(福祉事業者も参画)等を行う事業であった。

① 参加理由

参加理由は、教育委員会からの推薦ケースと教師の自主的参加ケースの2つのパターンがあった。その概要は下記の通りであった。

【自治体事業との関係による参加】

- ・ 令和4(2022)年度に自治体のコンサルテーション事業に参加していたことから、教育委員会から学校に声がかかった。学校内で相談し、コンサルテーション派遣事業に参加していた教師を対象に受講者を選出した
- ・ (自治体事業として強行研修の参加を位置づけ)学部全体の問題として考えていくため、学部主事が参加することになった
- ・ (自治体事業として強行研修の参加を位置づけ)強度行動障害に当てはまりそうな生徒を担当している教師を対象に、学校長からの指名で決まった

【自主的な参加】

- ・ 強度行動障害の状態にある生徒の担任経験があり、生きづらさを抱えた生徒や対応に困っている保護者の姿を見て、強度行動障害にならないための支援の在り方や理解を深めたいと思ったため
- ・ 福祉側の支援者と学ぶ機会を希望していた
- ・ 児童施設から通う生徒の支援に悩む教師がおり、その対応に活かしたいと考えたため
- ・ 関係機関の視点や取り組みを知ること、関係機関との引き継ぎに必要なことを学べるのではないかと考えたため

② 研修の効果

研修の効果として、「アセスメントや支援に関する意識の変化」「強度行動障害の理解促進」「福祉に対する理解促進」等が挙げられた。回答の概要は下記の通りであった。

【受講した教師の意識の変化】

- ・ 個別の対応や、支援する教師の応援などで、研修内容を意識して取り組むようになった
- ・ 本人の特性や理解度を見ながら支援方法を意識的に検証できるようになった
- ・ 主観ではなく他者と共通した視点で見ることができるようになった

【強度行動障害に対する理解の深まり】

- ・ 研修内容は他の研修で学ぶものと共通しており、これまでやってきたことが間違いではなかったという確認になった
- ・ 学校では、言葉での指示というのが中心になるが、視覚支援が有効だと示してもらえたのはよかった
- ・ 初めから行動障害があるわけではなく、様々な対応の蓄積で起こる、ということが明示されていることが大事。経験則でわかっているにもかかわらず、データとして改めて示されると腑に落ちた

【福祉に対する理解促進】

- ・ 研修において、福祉関係者と話ができて、福祉側での支援の方法や注意点などの意見は参考になった

③ 研修内容の活用状況

任意参加による校内伝達研修の実施や強行研修で使用するワークシートの個人的な範囲での活用や共有が行われていた。一方で、福祉との連携で活用したケースはなく、日々の支援での活用ができていないケースもみられた。回答の概要は下記の通りであった。

【関心のある者への共有】

- ・ 校内で伝達研修を実施。アンケートで、「保護者が興味を持っているので、私たち教師も（強行研修について）知りたい」というような反応があった
- ・ 資料を校内のオンライン連絡板にアップした。全職員が見られる状態ではあるが、内容について説明する機会はない
- ・ 校内の支援チームに伝達し、支援チーム内では、記録、視覚支援、表出支援という視点は行き渡っている。支援チームの教師は、困難ケースに対し、助言ができるようになったのではないかと考えている
- ・ 強行研修で使用するシートは、支援チームは理解し使用できるが、担任レベルでは十分ではない。相談されたときに手渡すか、ケース会議や校内相談時にシートで整理の提案や記入してもらおうこともある

*支援チーム：進路支援に関する校内分掌の中で、校内相談や地域相談を行う教師を中心に集めた校内組織

【個人的な活用】

- ・ 研修内容を校内で伝達・共有していくには至っておらず、個々のケースへの助言にとどまっている
- ・ 相談されたときに助言は行うが、全体的な伝達は行っていない

【活用できていない】

- ・ 現在、担任をしていないため活用できていない
- ・ 研修内容を基に福祉と連携したケースはまだない

④ 強行研修の活用・普及等に関する課題

教育現場において活用、普及に関する課題として、「研修で学んだことを学校全体で共有する難しさがあること」「強度行動障害だけではなく、自閉症等の障害に対する理解が乏しい人がいること」「フォローアップが必要であること」等がわかった。回答の概要は下記の通りであった。

【全体共有の難しさ】

- ・ 経験年数の少なさから、校内で自分を中心に普及を図ることに限界を感じる
- ・ 一人で受講し伝達すると、どうしても主観的な理解として受け止められてしまう
- ・ 全体の共通認識をもつために、学んだことをどのように広げるか、流れをつくるかが課題

【強度行動障害の理解】

- ・ 学校や福祉、医療などチームで取り組めず、強度行動障害かどうかは担任の判断になりがちである
- ・ 障害理解がない教師特別支援学校に配属されることもある
- ・ 臨時的任用の教師に対する体系的な研修の機会が課題であり、専門的な知識が十分ではない場合もある

【業務多忙による研修機会確保の難しさ】

- ・ 日々の支援の中から、「強度行動障害」につながる可能性があることを伝えるのは、業務多忙のなか難しい
- ・ 業務多忙もあり、研修を第一優先にもっていけない

【研修ニーズの把握】

- ・ 研修は業務に上乗せされる仕事になり、そ

それぞれのニーズにはまらないと追加業務を強いるかたちになるので受講をお願いするのが難しい

- ・ 研修案内は回覧で回ってくるが、参加するかどうかは各教師の意思に委ねられており、共通理解の形成が難しい
- ・ 重度化させない取り組みの情報がほしいと気持ちがある教師もいると思うが、教育分野での研修等では学べるものが少ない

【フォローアップの必要性】

- ・ 研修のフォローアップの位置付けで、実践報告会のような機会があれば、受講して終わりというのではなく意識的に実践を積むようになるのではないか
- ・ 一人で支援の検証をするのは難しく、継続的に一緒に考えてくれる人がいてくれれば定着しやすくなると思う
- ・ 困ったらここに相談、という校内での体制づくりができていない。校内支援の組織づくりが必要ではないか

D. 考察

本調査により、教育分野においても強行研修の効果はみられたが、強行研修の効果的な活用、普及・定着には課題があることがわかった。理由として、学校内で受講した人数が少ないこと、全教師対象の伝達研修が組織的に位置づけられていないこと、強度行動障害支援の理解を得る難しさ等があった。強度行動障害支援について、集団行動を大切にする教師の意識や担任制といった学校独特の仕組みにより、個別支援の難しさや担任外の生徒に関心を向ける難しさがあり、学校内での理解を得られにくいことが考えられる。強行研修の活用・普及・定着には、学校単位での継続的な受講や複数人での受講、特別支援教育コーディネーターや学部主事などの校内で担任教師をサポートする者の受講、強行研修を受講した者によるフォローアップ等により、学校組織として取り組む体制づくりが必要であると考えられる。

組織として取り組む体制づくりについて、強行研修を継続的に受講している学校も存在している（国立のぞみの園では、令和6（2024）年度の強行研修においても教師の受講を受付）。その背景の1つに、自治体事業に参加している

ことがある。研修参加にあたっては、校長等管理職の理解が必要となることから、強行研修の普及・定着のために、管理職や自治体（教育委員会）の理解促進も必要であると考えられる。

研修等で学んだことを支援現場等で定着させるための方法として、強度行動障害者支援の実践経験が豊富な者からのフォローアップ（コンサルテーション・スーパーバイズ）がある⁶⁾。強度行動障害者支援において、福祉分野のほうが先行して取り組んでおり、強行研修を受講した福祉分野の支援者が研修後のフォローアップを行うことも研修内容の定着には効果的であると考えられる。また、福祉分野では、強度行動障害者支援の実践経験が豊富な者からの助言を受けながら実践する研修として、国立のぞみの園が令和5（2023）年度から行っている「中核的人材養成研修」がある。同様の形態の研修を教育分野も対象にして行っている自治体（佐賀県）もある⁷⁾。佐賀県のような取り組みを行っていくことも教育と福祉の連携促進には有効であると考えられる。こうした仕組みづくりには自治体（教育委員会）の関与が必要であり、各地域での取り組みを促進するための情報収集と発信を進める必要がある。たとえば、国立特別支援教育総合研究所等との協力も必要になるだろう。

E. 結論

教育分野における強行研修の活用の実態と課題について把握することができた。

【文献】

- 1) 厚生労働省（2023）：強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会 報告書。
- 2) 文部科学省（2021）：新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告。
- 3) 佐々木茜ら（2024）：群馬県教育委員会が実施する強度行動障害者支援に関する研究への参画について、国立のぞみの園ニュースレター79号16-17。
- 4) 東京都教育委員会（2024）：強度行動障害のある生徒への・児童効果的な指導の在り方検討委員会報告書。

- 5) 厚生労働省（2023）：強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）の一部改正について。
- 6) 全日本自閉症支援者協会（2021）：令和2年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害者に対する、コンサルテーションの効果と、指導的人材養成に関する研究」報告書
- 7) 佐賀県：令和5年度佐賀県強度行動障害支援者フォローアップ研修業務委託仕様書，
<https://www.kkj.go.jp/d/?L=ja&A=c2FnYS9zYWdhX3ByZWYvMjAyMy8yMDIzMDQxOF8wMTA2Ml8wMS5wZGYK>
（令和6年5月13日閲覧）

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし